

## 幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、町民参加手続の実施状況及び実施予定について

町では重要な政策や計画等に、町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し、意見を募る「パブリックコメント手続」を行っています。

令和4年度に実施したパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集期間	結果	担当部署
幌延町空家等対策計画(案)	令和4年11月14日～令和4年12月5日	意見なし	住民生活課生活グループ
幌延町災害廃棄物処理計画(案)	令和4年12月9日～令和4年12月28日	意見なし	住民生活課生活グループ
第2期幌延町子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)(案)	令和4年12月9日～令和4年12月29日	意見なし	保健福祉課福祉グループ
幌延町公共施設等総合管理計画(案)	令和5年3月6日～令和5年3月27日	意見なし	総務財政課財政グループ

令和5年度に予定しているパブリックコメント手続は、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期(予定)	担当部署
第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(案)	令和5年12月	保健福祉課福祉グループ
第2期幌延町障がい者総合支援計画(案)	令和5年12月	保健福祉課福祉グループ

## 北海道苦情審査委員制度のお知らせ

### ○苦情審査委員制度ってなに？

北海道（以下、道という）が行った業務や制度の内容を審査する制度が、苦情審査委員制度といいます。皆さん自身の利害に関する苦情であれば「苦情審査委員」に申立てができます。皆さんに代わって「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査などを行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある場合は、道の機関に是正や改善を求めます。

また、個人情報保護にも十分配慮いたしますので、安心して申立てをすることができます。

### ○申立て方法

「苦情申立書」に必要な事項を記入し、提出していただきます。

申立て方法および申立書は道ホームページを以下の手順で進んでいただき、ご確認くださいませ。

〈手順〉

- ①道トップページ「ご案内」のお問い合わせ・相談窓口を選択
- ②「その他のお問い合わせ・各種相談窓口」の苦情審査委員の窓口を選択
- ③「苦情審査に関すること」の苦情申立の窓口を選択
- ④「苦情申立の窓口」の苦情の申立てについて（申立書はこちら）を選択
- ⑤「苦情申立書の入手方法」から、申立書のダウンロードが可能になります



### お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室道政相談センター

電話:011-204-5523(直通) F A X :011-241-8181 メール:kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

宗谷総合振興局 総務課 電話 0162-33-2517

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、土地の主権者（買主等）は、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

### 【届出の対象となる面積】

- 市街化区域 2千㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
- 都市計画区域外 1万㎡以上
- ※幌延町は、都市計画区域外のため1万㎡以上の土地取引が届出の対象となります。

### 【届出者】

土地の権利取得者（買主等）

### 【届出期限】

契約締結日から2週間以内  
※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いします。

### 【提出書類】各3部

- 土地売買等届出書
- 土地売買等契約書の写し
- 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- 土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- 土地の形状を明らかにした図面
- 委任状（代理人が届出する場合）

### 【罰則】

届出をしないと法律で罰せられることがあります。

### 【届出・問合せ先】

幌延町役場企画政策課企画政策グループ  
☎ 01632- 5-1114  
提出様式や制度の詳細はこちらのQRコードからどうぞ

